

令 8 監 委 第 3 6 1 号
令和 8 年 8 月 2 4 日

秋田市長 沼 谷 純 様

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 藤 田 信

秋田市監査委員 堀 内 和 恵

内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書

2 審査の期間および場所

令和 8 年 5 月 8 日から同年 7 月 31 日まで

(於：監査委員室および監査委員事務局)

3 審査の方法

(1) 市長が作成した令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を行った。

(2) 令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、秋田市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年 3 月(令和 6 年 3 月改定)総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

(3) 市長以外の執行機関および上下水道局は、市長が策定した「秋田市内部統制に関する方針」を準用し、自主的な取組として内部統制を推進していることから、令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書に添付されている参考資料により審査を行った。

4 審査の結果

令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続および評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

令和 7 年度秋田市内部統制評価報告書に記載のとおり、評価対象期間において把握された運用上の重大な不備は、危険動物の飼育に係る安全管理上の不備の 1 事案であった。

6 付記事項

令和7年度秋田市内部統制評価報告書において、前年度に引き続き全庁的な内部統制に関する不備は見られなかったことから、これまでの内部統制の取組に加え、7年度から新たに実施した「定期監査前の自己点検チェックリスト」による確認など、徐々に制度の充実が図られ、事務処理ミスの未然防止に対する意識付けが一定の効果を発揮しているものと捉えている。

しかしながら、業務レベルの内部統制に関する不備の件数は、市長事務部局において前年度と比較し、若干ではあるが増加したほか、運用上の重大な不備も1件認められた。

不備があった事案については、事象そのものへの対応にとどまらず、その発生要因について、組織体制、業務手順、情報共有、管理監督体制などの観点から十分な分析を行い、根本原因を踏まえた再発防止策を講じるとともに、是正措置の実施状況だけでなく、その効果についても検証し、PDCAサイクルが継続的に機能するよう努められたい。

内部統制制度は、単に事務処理ミスを防止することを目的とするものではなく、行政運営における重大なリスクを未然に防止し、市民の信頼を確保するとともに、行政運営の適正性及び効率性を持続的に向上させるための重要なマネジメント手法である。

地方自治法に基づく内部統制制度として運用開始後5年が経過し、庁内において定着が図られつつある一方で、職員の意識の中に慣れによる気の緩みが芽生えやすい時期を迎えており、こうしたことが制度の形骸化につながるおそれがある。

このため、内部統制制度の重要性を改めて認識し、各所属において主体的かつ継続的な改善に取り組まれるとともに、今後も、統括リスクマネージャーとリスクマネージャーによる部内のチェック機能の強化や他部局で発生した不備の情報共有の徹底、必要に応じた研修の実施に加え、所属長においては、内部統制を担当職員に任せることなく、自らリスクを把握し、改善状況を継続的に確認するなど、その効果が職員一人一人にしっかりと行き渡るよう、組織マネジメントの一環として主体的に取り組まれたい。